

特集
まちづくりの
現場から

この「一ノ木」は、上毛町第一次総合計画に掲げられた目標を実現するため、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。今月は、「不法投棄対策」の現場からお届けします。



■不法投棄監視パトロールの様子



■不法投棄監視カメラ



■ごみよけトリー



■不法投棄禁止啓発看板



■看板設置

町では、毎週2名体制で監視パトロールをしたり、「不法投棄監視カメラ」や「不法投棄禁止啓発看板」「ごみよけトリー」を設置し、未然防止・早期発見・撤去に努めています。不法投棄は犯罪です。悪質な場合は警察とも連携して対処します。



不法投棄をさせない

△町の取り組み

- 管理者名を表示した看板などを設置する。
- 定期的に土地の様子を確認し、雑草を刈るなどの管理を行う。
- 囲いや柵などを設置する。
- 投棄を誘発しないよう、自分のごみも放置しない。

○各地区子ども会単位でのクリーン作戦



■宇野西区東区子ども会



■安雲西子ども会

○ルート10クリーン作戦



■築上東中学校生徒

○地区の清掃活動



※ボランティアなどで清掃活動を行う場合、ごみ袋を無料で提供します。

不法投棄から町を守るために

△「地域の目」を強化

空き地や山林を第三者に貸したり、売ったりする場合は、不法投棄につながらないよう注意が必要です。未然の防止は、皆さんの監視の目が最も有効な手段です。「不法投棄をさせないまちづくり」のため、みんなで監視し、みんなで一緒に地域を守りましょう。

山間部や雑木林など人気のないところにごみはよく捨てられます。不審な人や車両を見かけた場合は、住民課・住民福祉係または豊前警察署まで連絡をお願いします。日ごろから土地の管理について次の点に注意してください。

- 土地所有者へのお願ひ
- 管理者名を表示した看板などを設置する。
- 定期的に土地の様子を確認し、雑草を刈るなどの管理を行う。
- 囲いや柵などを設置する。
- 投棄を誘発しないよう、自分のごみも放置しない。

△「ごみを捨てにくい環境」をつくる地域の取り組み

△町内各地で、一斉清掃や「環境美化活動」など、ボランティアの環境美化活動が行われています。

しかし、一部の心ない人たちによるごみのポイ捨ては後を絶ちません。町では、「環境美化推進及び生活環境保全に関する条例」を制定し、次のこととを義務付けています。

○自分が出したごみは持ち帰る

○地域や職域の環境美化に努める

△空き地の所有者や管理者は、その空き地を適正に管理する

不法投棄などで町が対応した件数	
年 度	件 数
平成22年度	42件
平成21年度	37件
平成20年度	33件



きれいな町に住みたい。これは、みんなの願いであります。しかし、人気のないため池や草むらの中には、産業廃棄物や生活ごみなどの不法投棄が後を絶たず、その処理件数は年々増加しています。不法投棄は、単に美観をそこねるだけでなく、不衛生で危険な生活環境を生み出します。また、地域の生態系にも悪影響を与えます。

21世紀を担う子どもたちのためにも、モラルと責任を持つてルールを守り、美しい上毛町をつくりましょう。

この「一ノ木」は、上毛町第一次総合計画に掲げられた目標を実現するため、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。今月は、「不法投棄対策」の現場からお届けします。

近年、不法投棄されてるごみの多くは、不用となった家電製品です。「家電リサイクル法」の施行で、リサイクル料金と収集運搬料を個別に負担することになったことにより、「処分費用がもったいない」分別や施設に運ぶのが面倒」などの理由で不法投棄していることが考えられます。投棄された廃棄物や汚染された土壌を完全に撤去し、現場を元どおりに戻すには多額の費用を必要とします。その費用は、当然不法投棄をした者の負担となるはずですが、計画的な倒産や逃走などの悪質な行為により、費用の回収が事実上はほとんどできていないのが現状です。その場合、税金を投入することとなり、皆さんに経済的に大きな負担を被ることになります。

解決のためには、一人ひとりのモラルや心がけがもつとも大切です。ルールを守って処理しましょう。

また、町では「ごみの分別や処分方法がわからない」という方のためにごみについて考える学習会を行っています。自治会や各種団体単位で実施していますので、ご連絡ください。

解説のためには、一人ひとりのモラルや心がけがもつとも大切です。ルールを守って処理しましょう。

また、町では「ごみの分別や処分方法がわからない」という方のためにごみについて考える学習会を行っています。自治会や各種団体単位で実施していますので、ご連絡ください。

不法投棄をしない

- 違反者には「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。
- 廃棄物の不法処理を取り締まる

家電リサイクルについて

家電リサイクル法により、家電4品目（エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫）を処分する際には、リサイクル料金と収集運搬料が必要です。購入した小売店又は、商品の貢替時に、購入する小売店に依頼してください。



リサイクル料金	
テレビ（うす型含む）	2,835円
洗濯機（衣類乾燥機）	2,520円
冷蔵庫（冷凍庫）など	4,830円
エアコン	2,625円

※収集運搬料金は、各小売店にお尋ねください。

パソコンリサイクルについて

家庭の使用済みパソコンは、メーカーなどが回収してリサイクルします。不要になったパソコンはメーカーなどに回収を申し込んでください。「パソコン3R推進協議会」ホームページで詳細が確認できます。



<http://www.pc3r.jp/>

リサイクル料金

平成15年9月までに販売されたパソコン	必要
平成15年10月以降に販売されたパソコン	不要

※マウス、キーボード、ケーブル、プリンタースキャナーなどの周辺機器は、不燃ごみの日に収集します。

Interview

福岡県豊前警察署生活安全課防犯係長 水島 寛吉氏にお伺いしました。



平成22年に豊前署管内で摘発した廃棄物の不法処理件数は10件で、川河川敷きに生活ごみ（紙くず・プラスチック）約60kgが不法投棄されており、町外の男性を摘発。現状の回復と罰金70万円が科せられました。また、山間部には引越しごみ（ソファーなど）が捨てられており、男性を摘発。現状の回復と罰金30万円が科せられました。

不法投棄は重罪なんです。今の法律では、違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられるんです。悪質な不法投棄が増加したことから平成15年に法律が改正され、一層厳しくなっています。

不法投棄は重罪なんです。今の法律では、違反者が増えていました。建築会社資材置場で紙くず・木くずなど約1,000kgを焼却した男性に50万円の罰金が科せられました。

また、最近ではごみを違法に焼却する人が増えていました。建築会社資材置場で紙くず・木くずなど約1,000kgを燃やすことは犯罪であることを分かつてもいたいです。「これぐらいだから…」とか「昔はやつてた…」ということは通用しません。私たちが、違反者を摘発するため、パトロールを随時行い、監視の目を光らせています。

しかし、警察だけではなかなか摘発できないのが現状です。

このため、地域の皆さんからの情報提供が大きな力を發揮します。ごみのないきれいなまちづくり実現のため、皆さんのご協力をよろしくお願いします。私たちも、違反者に対し、今後も厳しい対応をとっています。